

第322回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第322回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成26年6月9日（月）17:35～19:36

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価（案）等の審議

- 産業技術総合研究所つくばセンターの施設管理等業務（(独)産業技術総合研究所）
- (独)水産総合研究センター中央水産研究所横浜庁舎等の施設管理・運営業務
(独)水産総合研究センター)
- 中央畜産研修施設管理・運営事業（(独)家畜改良センター）
- 外務省研修所の管理・運営業務（外務省）
- 税務大学校和光校舎における施設管理・運営業務（国税庁）
- (独)国際交流基金日本語国際センター施設管理・運営業務（(独)国際交流基金）
- (独)国際交流基金日本語国際センター海外日本語教師研修接遇業務
(独)国際交流基金)

2. その他

<出席者>

(委員)

稲生主査、石村専門委員、古笛専門委員、清水専門委員、小松専門委員

((独)産業技術総合研究所)

環境安全本部安全管理部 草間部総括、環境安全本部安全管理部施設管理室 長山室長
第一研究業務推進室 小林室長

総務本部財務部 小林部長、総務本部財務部調達室 吉成室長

((独)水産総合研究センター)

本部総務部契約課 加治屋課長、越田課長補佐

中央水産研究所業務推進部業務管理課 牛島課長、二見係長

((独)家畜改良センター)

北池理事、総務部管財課 斉藤課長、企画調整部企画調整課 菅原専門役

(外務省)

外務省研修所 亀田総括指導官、伊藤事務主事、山野上事務官

(国税庁)

税務大学校総務課 西岡課長補佐、盛元係長

税務大学校総務主事付 中村係長

((独)国際交流基金)

総務部総務課 四ツ谷課長、経理部会計課 平林課長、日本語国際センター 村田副所長、

日本語国際センター教師研修チーム 姫田チーム長、逢坂チーム長代理、竹田副参事

(事務局)

新田参事官、金子参事官

○稲生主査 それでは、ただいまから第322回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、「独立行政法人産業技術総合研究所つくばセンターの施設管理等業務」、「独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所横浜庁舎等の施設管理・運營業務」、独立行政法人家畜改良センターの「中央畜産研修施設管理・運營業務」、外務省の「外務省研修所の管理・運營業務」、国税庁の「税務大学校和光校舎における施設管理・運營業務」、独立行政法人国際協力基金日本語国際センターの「施設管理・運營業務」及び「海外日本語教師研修接遇業務」の実施状況及び事業の評価（案）についての審議を行います。

はじめに、「独立行政法人産業技術総合研究所つくばセンターの施設管理等業務」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

まずは、事業の実施状況について、独立行政法人産業技術総合研究所環境安全本部安全管理部草間部総括より御説明をお願いしたいと思います。説明は5分程度でよろしく願います。

○小林部長 私は財務部長の小林と申します。本日は、説明をさせていただく前に、一言だけちょっと御挨拶をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

本日、御報告させていただくのは、「公共サービス改革基本方針」に基づきまして、平成24年4月1日から3か年の契約で開始いたしました、「産業技術総合研究所つくばセンターの施設管理等業務」について御報告をさせていただきたいと思っております。3か年ですが、24年度、25年度の2か年について、その業務の実施状況を報告させていただきたいと考えております。

なお、5月23日には産総研内に設置しました外部有識者を含めた本業務に係る評価委員会を開催させていただきまして、委員の先生からは御意見等をいただいたところもございますので、そこも踏まえて御報告とさせていただきたいと思っております。

詳細については、先ほど御紹介いただきました当所の草間から詳細を説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○草間部総括 それでは、早速御説明をさせていただきます。

まず、事業の概要です。委託業務の内容としては、産総研つくばセンター施設管理等業務でありまして、下に記載してございます9つの業務を実施しているところでございます。

業務委託期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間であります。

受託事業者としては、記載しております新生ビルテクノ株式会社を代表者とする9者で構成される共同事業体となっております。

「受託事業者決定の経緯」については、入札を行いました結果、入札参加者が上記の共同事業体のみとなりまして、同者が落札者となったという経緯でございます。

中身について、2ページ目から御説明させていただきます。

最初に、「確保されるべき質の達成状況及び評価」については、1.として「施設管理等業務の包括的な質」として、5項目挙げてございます。最初の「業務継続の確保」と3ページ目にあります2番目の「安全の確保」については、本業務の不備に起因した人身事

故及び物損事故は発生しておりませんので、業務継続はしっかりと確保されているというところでございます。

(3)の「施設等の不具合等への速やかな対応」についても、その都度、誠実かつ速やかに対応され、適切に業務が実施されたものと考えております。

(4)の「環境への配慮」については、省エネ活動提案に基づく温室効果ガスの削減実績として、24年度に40.8t、25年度に169.2tの削減に努めたという実績となっております。

最後の(5)の「快適性の確保」については、利用者に対してアンケートを実施しております。4ページにあります「満足度調査結果」の表にありますとおり、いずれも目標の指標以上の満足度が得られているところでございます。

次に、同じ4ページにあります、2.の「各業務において確保すべき水準」については、資料の9ページまで各業務について記載してございますけれども、各業務の仕様書に定められております事項について、いずれの業務についても、確実に適切に実施されたものと評価しているところでございます。

次に、10ページになりますが、3.の「受託事業者からの改善提案に関する実施状況」については、受託事業者自らの提案によりまして、さらなる技術向上やサービスの質の向上を目指した実施状況でございまして、資料の14ページまで各業務に関して記載してございますけれども、これらについても、全体として、業務の質の向上を目指した取組の中で、創意工夫により実施いただいているという状況でございます。

次に、15ページの「実施経費に関する状況及び評価」でございます。ここに表わしました経費の推移表に基づいて御説明させていただきます。

まず、表の一番下「合計」の欄をご覧くださいと思います。従来経費の欄は、22年度、23年度、2か年の平均実績額を算出いたしまして、2,735,445,000円となっております。その右の欄の合計は、24年度の実績額でありまして、先ほどの従来経費と比較して86,965,000円の増加となっております。同様に、一番右の25年度においては、120,535,000円の増加となっております。この増額になった要因としては、表の上から2列目以降に記載してございますが、増額要因として5項目、減額要因として1項目ございます。これら6項目の増減要因の合計として、24年度では、下から2番目に記載しました114,258,000円の増加となりまして、一番下の24年度の実績額である2,822,410,000円からその額を差し引くと、同じ欄の一番上の金額2,708,152,000円となります。これが従来経費と比較する上での24年度における当初想定業務の金額となりまして、この比較において、従来経費に対して27,293,000円の削減がなされたものと考えております。同様に、25年度においては、76,969,000円の削減がなされたものと考えております。

以上から、平成24年度、25年度の2か年の年間平均額では52,131,000円の削減となっております。

今申し述べましたことについては、次の16ページの「評価」の項目にも記述してございますけれども、実施経費の評価のまとめとしては、ここに書いてあります最後のパラグラ

フのとおり、全体金額の大きさから言えば、年間で約5,200万円の削減額は十分ではないとは思いますが、従来業務と比べますと、一定のコストの削減効果があり、効率的な業務実施が得られたものと評価しているところでございます。

次に、16ページの下の部分にあります。外部有識者を含む評価委員会での評価と意見についてまとめてございます。

「評価」については、それぞれの実施状況について御理解をいただきまして、本書面の記述どおり、概ね順調に進んでいるとの評価をいただいております。

また、17ページに記載しております3点について御意見等がございました。簡潔に申し上げますと、1点目は、総括管理業務の意義の検証が必要との御意見、2点目は、PDCAサイクルの中で実施結果を踏まえた改善提案の提出を求め、以後の業務に活かすことが必要との御意見、3点目は、一定の領域の業務を別契約とするなど、応札者の拡大を図る検討も必要であるという御意見でございます。

次に、全体の「評価のまとめ」としては、今申し述べましたように、仕様書で明記された事項が確実に実施され、更に、総括管理業務を中心とした連携により、独自の業務改善と工夫を発揮して、要求水準以上の実施がされたものと評価をしております。

また、経費に関しては、年間平均で52,131,000円の経費削減となっております。その部分を総括管理業務など業務の円滑化に寄与する経費に充当できたものと評価しているところでございますが、先ほど申しましたように、全体金額の大きさから言えば、十分な削減額とは言えないものと考えているところでございまして、今後の課題であると思っております。

最後、18ページの「今後の事業方針」に関してでございます。まず、今後も、各業務の連携を密にして、良好な施設管理維持を目指したいと考えておるところでございます。

一方で、次回取組として、事業を分割して契約するなど、応札者の拡大を図るための検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

続きまして、事業の評価（案）について、内閣府よりお願いいたします。説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 内閣府より御報告を申し上げます。お手元資料Aをご覧ください。

まず、I「事業概要等」については、1ページ目下にある表のとおりでございます。業務内容は9つに分かれておりますけれども、一番上の1)については、今回業務を一括化したことによりまして新たに加わったものでございまして、それ以前からありましたものは2)から9)まででございます。

契約期間は、平成24年4月1日からの3年間でございます。

ページめくりまして、契約金額及び受託事業者は、記載のとおりでございます。

「確保すべき公共サービスの質」としては、こちらに挙げている5点でございます。

続きまして、「受託事業者決定の経緯」については、入札に伴う企画書の提出及び金額の提示ともに1者でございまして、この1者が条件を満たしたということで落札をしております。

続きまして、「評価」にまいります。3ページ目をご覧ください。「対象公共サービスの実施内容に関する評価」として、まず、包括的な質として、このページのア、イ、ウ、エ、オに挙げております5点がございまして、こちら5点それぞれ十分満たしているということで評価できるものと考えております。

続きまして、4ページ目に移ります。「各業務において確保すべき水準」で、9つの業務それぞれについて水準を設定しております。その内容として、大まかにまとめますと、1つは業務を円滑に進めること、また、1つは来場者の満足度を十分得ること、また、1つは宿泊者の満足度を十分得ること、また、1つは省エネ活動を推進することということで、CO₂の削減目標を一定の指標としております。これらを挙げて、いずれも適切に実施されたことが認められることから、水準を確保しているものと評価をしております。

続きまして、(3)「民間事業者からの改善提案による改善実施事項」でございまして、これも9つの業務それぞれについて提起をしております。情報の共有、研修による能力の向上、業務改善の早期実施を主なテーマとして挙げてございまして、これらが実施されたことが認められることから、受託事業者からの創意工夫は活用できているものと評価をしております。

続きまして、実施経費に関しての評価でございまして、単純の経費の比較でいきますと、平成22年度、23年度の平均に比べまして、24年度、25年度の実績の平均でいきますと、増加率3.8%の増となります。ただし、平成24年度以降に、総括管理業務等、業務の追加及び削除がございまして、それらを差し引きまして、当初想定した業務についての実施経費の比較でいきますと、削減率は1.9%となっております。

以上をもちまして、評価のまとめとして5ページ目に書かせていただいております。本業務の実施に当たり、包括的に達成すべき質として設定された項目については、いずれも達成指標を満たしていることは評価できると考えております。

一方、実施経費については、従来の実施経費が削減率1.9%にとどまっていることについては、今後の改善の余地があるものと考えております。なお、民間事業者の創意工夫は発揮されているものと考えております。

以上をもちまして、今後の事業については、公共サービスの質は確保できたものの、1者しか入札に参加しなかったということで、競争性の確保に課題があるものと考えられます。金額の規模及び業務の種類が多さ、これらが新規事業者の参入を困難にしているものと想定されるため、競争環境の確保に適した契約件数にした上で、次期以降も民間競争入札を実施することが適切であるものと考えております。

内閣府からの報告は以上でございまして。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、今お話のありました事業の実施状況及び評価（案）について、御質問や御意見のある委員の先生方は、御発言をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○清水専門委員 企画書を提出したとか、参加した事業者は幾つぐらいあったのですか。

○長山室長 1者でございます。

○清水専門委員 ここだけということですか。

○長山室長 はい。

○清水専門委員 わかりました。

○稲生主査 確認ですけれども、実は、我々もこの委員会でのこの案件については審議したことがあるのですが、多くの事業者の参加がうまくいかなかったというのがあると思うのですが、規模の大きさとか、あるいは業務をもちろん一本化して、大変な業務が入り過ぎているとかあると思うのですが、その辺をもう一度整理して、どんなことが原因で応札者が増えなかったのでしょうか。

○草間部総括 総括管理業務は追加した業務ですけれども、従来から8つの業務をしておりましてわけですが、それをスケールメリットといいますか、それを目標の一つにまとめたという経緯がございますけれども、中には、設備等の維持管理業務とはまた異質の業務、要するに、宿泊施設として、さくら館、けやき館がございまして、それから、サイエンス・スクエアとか、地質標本館とか、産総研の研究成果の広報に当たるような施設がございまして、その辺の業務は、受付であったり、宿泊施設であれば、部屋の清掃などがあります。そういうサービスの業務が入っております。それも含めて8業務を一本にまとめたということがございますので、その辺に1つの要因があつて、1者の応札になったのかなと考えているところでございます。

○稲生主査 今回、全部で9つの業務をまとめた形になっていて、聞くところによると、例えば植栽管理などについては、従来では10者ぐらいの応募があつたように聞いています。そういう意味では、この9つの業務の中で、従来から、総括業務は別ですが、あまり応募者がいなかったような業務は特にあるのですか。まとめたが故に減ってしまったのか。例えば、金額が大きい、一番本体的な業務である設備等維持管理は70億近い金額と伺っています。

○草間部総括 その一番大きな設備等の維持管理業務については、従前もやはり1者という、2者が資料をお持ちになったみたいですが、結果的には1者だったという結果でございます。確かに、植栽の管理業務については、10者ほど入札に参加いただいておりますけれども、一番大きな設備等維持管理業務については、1者応札というのが過去もございました。

○小松専門委員 恐らく設備維持管理を1者に全部任せているという構造がやはり1者応札の原因だろうと思うのです。それをあわせても、結局、そこがキーになるから、1者応札は変わらないと思うのです。今後も、もし、2番の仕事を全部一体でやるのであれば。

例えば建築工事ですと、今はいろいろなやり方があるのですが、例えばゼネコン1社に

全部任せるとするのが一番多いのですが、例えば非常に大きな建物で、それをやる能力があるところが1者しかなければ、他のところは絶対応募してきませんから。だから、それと全く同じ構造になっているのだらうと思うのです。

だから、問題があるとすれば、2番の設備維持管理業務を分割できるのかという話があります。しかし、単純に分割してしまったのでは、前よりもっとややこしい話になるだけなので、ポイントは1番の総括管理業務ではないかと思うのです。従来、産総研でこれをおやりになっていた話だけれども、この業務を民間にまず出してしまうと、この業務だけということであれば、恐らく何者か応募してくると思うのです。そういう経験のあるところはたくさんありますから、そこを通して2番以下の業務の分割方法とか発注方法とかそれを工夫してもらって、そこでそれぞれ集めてもらう。それは従来のやり方を踏襲してもいいのですが、そうすれば、産総研としては、1番の総括管理のところへ全部投げているだけなので、従来業務をする必要はないわけです。そこから先の工夫は、その会社次第ということになるので、これは競争力が働くような気がするのです。

これは、実際、建築工事で言うと、コンストラクション・マネジメントというスタイルがあって、発注者側に立って建築工事をマネジメントする人を決めて、その人たちが実際の工事のアレンジをします。ゼネコンが今まで抱えていたものを、そのゼネコンの業務だけを分離して別途やって、その下請と言っていますが、その工事も直接発注者側と契約するような形で工事をするというのが今はあるのですが、そんな2段階の何か民営化といいますか、そんなことも考えてもいいのかなと思いました。ただ、これは思いつきなので、実際できるかどうかは、まだ検討は十分でもないし、そういうプロセスをやったところで、時間的に、また、タイムラグが少し空いてしまうとか、そのようなことがあると、これはまずいので、少し慎重に検討をする必要があると思いますが、一筋縄ではいかない話だとは思っています。あるいは、もっと単純に言えば、センターの大きなところをブロックに分けて、それぞれごとに分割発注するような形で何者か応募させて、総括は総括でどこかにやらせるとかというような話もあるのかもしれないですが、そのくらいしか思いつきません。

○稲生主査 他に何か御意見やコメントはございますか。

あるいは、お宅様から何かコメントはございますか。どういう形で今後考えていくか。例えば、今言ったような案も検討いただきながら、新しいあり方がもしあるのであればですが、業務の仕分けの仕方みたいなものを検討中であるとか、その点はどうでしょうか。

○草間部総括 まさにこれから検討する段階でございまして、今の小松先生の意見も踏まえて、どうしたら競争性が担保できるのか、上がるのかというところは検討してまいりたいと思っております。

○小松専門委員 一言だけ質問させていただきます。設備と一括して書いてあるのですが、これは、例えば建物の電気・空調・衛生とあります。それから、実験関係の特に化学系のドラフトチャンバーとかいろいろな専門的な設備がありますが、これを全部一括で出して

おられるのですか。

○長山室長 はい。全て一括です。

○小松専門委員 実際に事業者としては、この辺は同じ人が全部見るわけではないだろうと思うのです。それぞれ下に専門の事業者がまた入ってやっているという形にはなっているのですか。

○長山室長 はい。

○小松専門委員 その統括を従来の設備等維持管理は、結局、どこか大元がいて、更に、その下請的なところが幾つも入って、その大元が設備の統括管理業務的なことをやったという、そのように考えてよろしいのですか。

○長山室長 そのとおりでございます。

○小松専門委員 わかりました。

○稲生主査 いずれにしても、競争性の確保が図られるように努力をいただければと思います。次期以降も民間競争入札ということでもよろしいですね。

○草間部総括 そうでございます。

○稲生主査 その方針であれば、我々の考え方と一致しているということかと思っています。

では、時間となりましたので、「独立行政法人産業技術総合研究所つくばセンターの施設管理等業務」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から、確認すべき事項がございますか。

○事務局 本日は特にございません。また、次期以降の実施要項の作成に向けまして、これからまた調整してまいりたいと思います。

○稲生主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（産業技術総合研究所退席、水産総合研究センター入室）

○稲生主査 続きまして、「独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所横浜庁舎等の施設管理・運營業務」の実施状況及び事業の評価（案）等について審議を行います。

まずは、事業の実施状況について、独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所業務推進部業務管理課牛島課長より御説明をお願いしたいと存じます。説明は5分程度でよろしくをお願いいたします。

○牛島課長 中央水産研究所業務管理課長の牛島です。よろしくをお願いいたします。

私からは、資料2に基づきまして実施状況を説明いたします。

まず、I「事業の概要」です。

当センター中央水産研究所横浜庁舎等の建築保全業務、それから、警備・保安業務、清掃業務、植栽管理業務、それと、自動ドア保守・点検業務及びこれら業務の統括責任者業務を、平成24年から26年度の3か年実施するものであります。受託事業者、また、その決

定の経緯については、資料をご覧くださいと思います。

次に、Ⅱ「確保すべき質の達成状況及び評価」についてでございます。

1. の「包括的な質」として、快適な施設利用を可能とするとともに、当該施設における執務及び研究業務の円滑な実施を可能とすることとし、快適性の確保、品質の維持、安全性の確保、環境への配慮を行うものであります。いずれについても、測定指標をクリアしております。

次に、3ページ目の2.「各業務において確保すべき水準」であります。ここで言う「確保すべき水準」とは、仕様書で定める内容としており、また、この確保すべき水準に対する実施状況については、いずれも業務日誌、各年度の報告書等において、業務が確実かつ適切に実施されたことを確認しております。なお、実施状況の詳細については、資料をご覧くださいと思います。

次に、5ページ目の3.「民間事業者からの改善提案による改善実施事項」ですが、共同事業体における各業務を円滑に連携実施するため、業務連絡会を発足させて、各業務担当事業者が共通の認識を持って質の確保・向上を図る体制を確立しております。これにより異なる業務間での連携が可能となり、災害時・緊急時の体制が整備されました。なお、各業務に係る実施事項等については、資料をご覧くださいと思います。

次に、4.「評価」です。「快適性の確保」「品質の維持」「安全性の確保」「環境への配慮」について、いずれの業務においても、確実かつ適切に実施されたものと評価しております。

次に、Ⅲ「実施経費の状況及び評価」でございます。公共サービスの実施に要した経費としては、223,650,000円、1年当たりいたしますと、74,550,000円となっております。民間競争導入前の平成23年度の経費が8,400万円程度でございましたので、差し引き約950万円（11.3%）の経費削減効果があったと認められ、効率的な業務実施がされたと評価しております。

続きまして、Ⅳ「全体的な評価」です。業務の実施において、包括的な質、各業務の質ともに確保すべき水準に達しており、適切に業務が実施されているとともに、当センターと連携し、日々の業務に確実に対応しております。本業務を実施したことによる効果は、実施経費の削減だけでなく、従来、個別で実施していた複数の業務を包括化し、これらの業務を統括する統括責任者業務を加え契約したことにより契約事務及び業務管理の効率化が図られ、特に統括責任者業務を通じて、各業務担当事業者及び業務従事者に的確に反映することにより、各業務間での連携、災害時・緊急時の体制が整備されたこと、また、当センターとの連携が強化され、円滑な業務実施につながったことは大きなメリットであったと考えているところです。

以上のことから、本業務については、良好な実施結果が得られ、公共サービス改革法の趣旨に鑑み、良質かつ低廉な公共サービスが実施されたものと評価できるものとなっております。

最後になりますが、今後の事業についてであります。本事業については、7ページ目(1)～(5)に記載したとおり、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に定める市場化テストを終了する基準を満たしており、良好な実施結果が得られていることから、今後の事業にあつては、市場化テストを終了し、当センターの責任において行うことを御了承願います。

なお、市場化テスト終了後においても、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質等を踏まえた上で、引き続き公共サービス改革法の趣旨に基づき、当センター自ら公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしてまいりたいと考えているところであります。

これをもちまして、説明を終わらせていただきます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価(案)について、内閣府よりお願いいたします。説明は簡単に5分をお願いします。

○事務局 それでは、内閣府の評価(案)について御説明申し上げます。

まず、本事業ですが、民間競争入札1期目の事業でございます。資料に基づきまして、御説明申し上げます。

1ページ目、事業の概要については、先ほどセンターから御説明のあったとおりでございます。

受託事業者については、横浜建物管理協同組合・株式会社アート警備・横浜緑地株式会社・株式会社神奈川ナブコ共同事業体となっております。

契約金額は、契約期間が3年間で223,650,000円(税込み)となっております。

続きまして、業務において確保されるべき質について申し上げます。区分として大きく、包括的な質、各業務において確保すべき水準を定めております。包括的な質については、快適性の確保、アンケート調査によって満足度調査をするものでございます。その他、品質の維持として、執務及び研究業務の中断回数、並びに空調の停止、停電、断水発生回数並びに施設利用者のけがの発生回数を、それぞれ0回を目標としております。また、環境への配慮としては、温室効果ガス等の削減に努めるものとしております。

3ページ目の「受託事業者決定の経緯」でございます。入札参加事業者は10者ございました。この10者について、全て評価基準を満たしておりました。入札価格について、開札した結果、2者が予定価格の範囲内であったことから、この2者について総合評価を行ったところ、上記の者が落札者となったものでございます。

続きまして、質の評価ですが、記載のとおり、アンケートの満足度については、目標値70%以上に対して、24年度は90.9%、25年度は95.0%で、25年度ではより改善されているという状況になっております。品質の維持、安全性の確保についても、それぞれ0回ということで確保してございます。環境への配慮については、温室効果ガス排出量ということで、24年度においては約2%前年度比削減できております。25年度も同様に削減に努めて

おるところでございます。

4 ページ目の民間事業者からの提案ですが、先ほどセンターから御説明のありましたとおり、共同事業体として、管理運営の向上を図った他、各業務においてそれぞれ民間事業者の創意工夫が生かされたものと評価しております。

続きまして、実施経費についての評価ですが、従来費用が84,069,300万円でした。民間競争入札後は、実施経費74,550,000円で、差し引き9,519,300円（11.3%）の削減が図られております。

「評価のまとめ」としては、質については、24年度、25年度2か年とも確保されております。また、民間事業者自らの提案に基づいて創意工夫が実施されたことにより、当施設が効率的かつ安定的に管理運営されるとともに、利用者にとって快適であることに一層寄与したと評価しております。このことは将来的にも施設の適切な管理運営につながっていくものと評価しております。

最後に、「今後の事業」ですが、実施期間中に業務改善指示あるいは法令違反等もございませんでした。また、センターにおいて、民間競争入札評価委員会がございまして、こちらにおいて実施状況の評価をする体制も整っております。入札においては10者応札がありまして、競争性は確保されておりました。また、質についても、全ての目標を達成してございます。経費削減についても、削減率11.3%という効果を上げております。

以上のことから、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」の基準を満たしておることから、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると評価しております。

内閣府の評価（案）は、以上でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

では、事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問や御意見のある先生方は、御発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○石村専門委員 教えていただきたいのは、10者応札があったという、すごく多い応札があったと。他の案件を見させていただいて思うことは、10者も応札というのはあまりない。逆に、これだけたくさん応札があったのは、広報活動がよかったのか、何がこれだけ応札してきた要因だとお考えか、教えていただけませんか。

○越田課長補佐 水産総合研究センター契約課の越田と申します。よろしくお願いたします。

本件につきましては、10者応札ということで、単独の事業体が7者で、共同事業体が3者入札しているところですが、私どもで、入札公告をホームページに掲載し、官報にも掲載させていただいているのですけれども、更に、今回の実施要項とかそういうところをホームページにも公表したり、各事業者から入札に関する質問事項が挙がってきた場合には、その都度、それもホームページに掲載するなど、なるべく中身をわかっているような活動はしておりますので、そういう効果があったかもしれないとは思っており

ます。

○石村専門委員 小松先生にお聞きしたいのですけれども、他の事業でもそういうことはやっているはずなのですよ。

○小松専門委員 例えば準備期間が、応札する側にとっては十分あったとかそういうことはありますか。

○越田課長補佐 今回の案件については、入札の公告期間が50日ぎりぎり程度しかとってなかったと思いますので、他の案件とさほど変わらないような感じではないかとは思いますが。

○小松専門委員 内容的には、特に難しいことはなくて、普段やっているところであればすぐにでも対応できそうな内容なわけですね。そういうことがあるのと、やはり横浜でやりやすいという意識もあったのか、その辺は応札された方にアンケートをしてみないとわからないのですが、やはり何か引きつける要因があったのですか。規模が手頃だとか、そういうのもあるのですか。

○越田課長補佐 私どももこの案件しか逆にわからないもので、手頃かどうかはあれなのですけれども、あとは、入札説明会、現場説明会も行いまして、一通り庁舎の中を案内させていただきまして、ここの場所はこういう業務をすとかというところを一応説明はかなりさせていただいたつもりではありますので、各事業者も内容をかなりわかっていただいて応札された部分もあるのかとは思いますが。

○小松専門委員 ちなみに、落札したところ以外は、やはりビル管理関係の会社が多いですか。単独で7者来られたとおっしゃっていましたが。

○越田課長補佐 そうですね。主にビル管理会社が多いです。

○小松専門委員 やはり手慣れた物件と見たのではないのでしょうか。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○稲生主査 それでは、時間となりましたので、「独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所横浜庁舎等の施設管理・運營業務」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 では、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて事務局から監理委員会に御報告いただきますようお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（水産総合研究センター退席、家畜改良センター入室）

○稲生主査 続きまして、独立行政法人家畜改良センターの「中央畜産研修施設管理・運營業務」の実施状況及び事業の評価（案）等について審議を行います。

まずは、それぞれの事業の実施状況について、独立行政法人家畜改良センター北池理事より御説明をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

○北池理事 よろしく申し上げます。

資料は、資料3でございます。私どもの中央畜産技術研修運営事業の実施状況の平成24年度と25年度のものでございます。

まず、「事業の概要」でございます。委託している業務内容については、研修施設の管理業務、それと、研修施設の運営業務でございます。委託期間については、その2. に書いてございますように、平成24年4月1日から27年3月で、3年の期間でございます。受託事業者名は、株式会社ニッコトラスト東日本で、私どもの実施要項に基づいて、2者の入札参加者の企画書を審査した結果、いずれも評価基準を満たしてございました。その中で、総合評価を行いまして、評価点の高いものを落札者としたところでございます。4. の契約金額は、3年間で28,440,000円、単年度9,480,000円でございます。

それから、IIで、「確保されるべき質の基準」でございます。私ども研修期間終了時のアンケート調査結果で、その下に書いてございますような基準回答率を得ることを基準としてございます。2ページはアンケート調査の結果でございまして、平成24年度と25年度の結果ですけれども、全ての項目について、確保される質の基準をクリアしてございます。

その他、3. で、研修生からあった主な意見と対応内容を御説明させていただきます。詳しくは資料の3ページに載せてございます。細かく言いますと、まず1つ、整理・整頓ですけれども、意見としては、「全体的に行き届いており、衛生的で気持ちがいい」と。ただ、自販機のペットボトルがあふれているというようなことが見受けられたような意見がございましたので、この辺については、ごみ箱の増設あるいはこまめな点検を実施し、できるだけそういうことがないような改善をしてございます。

それから、食堂・食事ですけれども、量の問題、できれば選択できるのがよいというのと、福島の食材をとというような希望があったところでございます。その対応ですけれども、基本的に、事前に年齢構成あるいはその状況を把握して、食事メニューの工夫をする、あるいは表示をする。それから、昼食・夕食については、利用者が自ら量を選択できるように、自ら取るというような形に変えておりますし、食材については、できるだけ地場産のものを利用するというような状況に変化してございます。

それから、スタッフですけれども、基本的に意見としては、明るく大変親切に対応していただいたということで、これは引き続き丁寧な対応を心がけたところでございます。

その他、設備等の整備の充実の意見がございました。設備等の整備については、改良センター自らが責務を持っているところですが、利用者の意見あるいは受託事業者の対応方法について御議論した上で、4ページですけれども、以下のような改善措置を試みたところでございます。

4. の「評価」ですけれども、今、御説明をさせていただいたとおり、満足度調査で、確保されるべき質の基準を大きく上回っており、達成すべき質の水準は確保されていると評価できると考えてございます。

それから、IIIの経費ですけれども、実施経費は単年度948万でございまして。これは平

成19年度の実績に比べまして、約12.8%の削減ができています。

その次、受託事業者からの提案による改善でございます、4ページの下のところ。1つはワックスがけで、その方法の改善により光沢の復元とコストの削減。それから、食事の提供は先ほど申しましたけれども、バイキング的にすることによって、盛りつけ作業の軽減による内容のグレードアップ等を図ってきているというところで、この辺についても、高く評価できると考えてございます。

それから、評価委員会への報告内容あるいはその意見ですが、意見については、主な意見としては、契約半ばの実績ではあるが、特に問題なく運営されており、利用者からも高評価が得られていることから、目的は達成されていると考える。それから、満足度調査の調査結果に基づいて、速やかに対応されていることは評価できるという御意見をいただいております。

5ページの一番下のところですが、総合的な評価として、業務日誌・業務月報に基づいて、契約の適正な履行がなされているか確認を実施しており、監督上の措置を講じることなく運営・管理上は問題はないと考えてございますし、確保すべきサービスの質については、基準以上の満足度が得られているということで、6ページですが、市場化テスト導入の目的は達成できていると考えてございます。

最後、今後の事業ですが、本事業の市場化テストについては、2期目ですが、事業全体を通じた事業状況については、1.の(1)～(5)で整理させていただいております。特に、業務に関する法令違反行為等を行ったことはございませんし、外部有識者(大学教授、民間企業役員、地方自治体職員)で構成される評価委員会で、実施状況のチェックを受けてございます。それから、本事業は2期目ですが、2者の応札があり、競争は確保されていると考えておりますし、先ほどから繰り返し申しておりますけれども、達成すべき目標については、既に達成しているところと、経費については、12.8%ですが、削減の効果を上げています。

2.ですが、本事業については、市場化テストを終了する基準を満たしており、良好な実施結果を得られていることから、今後の事業に当たっては、市場化テストを終了いたしまして、当機関の責任において実施させていただきたいと考えてございます。

また、3.ですが、終了後についても、今までいろいろチェックされてきたことを踏まえまして、引き続き法の趣旨に基づき、当機関自らが公共サービスの質の向上、コストの削減を図る努力をしてみたいと考えておるところでございます。

以上、簡単ですが、御説明を終わらせていただきます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

続きまして、評価(案)について内閣府より説明をお願いします。説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、資料に基づきまして、内閣府の評価(案)について御説明申し上げます。

まず、本事業ですが、2期目でございます。平成21年度から1期目を実施いたしまして、24年度から2期目、3年間の契約期間によるものの評価を行うものでございます。

1 ページ目の業務内容、契約期間、受託事業者、契約金額については、先ほどセンターから御説明があったとおりです。

2 ページ目の確保されるべき質についても、先ほどセンターから御説明があったとおりでございます。

受託事業者決定の経緯についても、御説明があったとおりでございます。

それでは、評価にまいります。アンケートの結果です。評価項目として3点、清掃・整頓、食堂・食事、スタッフの対応ということで、それぞれ満足度をアンケートで聴取いたしました。基準回答割合75%、65%、75%に対して、それぞれ大幅に上回る結果となっております。

続きまして、民間事業者からの提案による改善事項ですが、清掃業務における床洗浄ワックスがけの工夫、あるいは朝食をバイキング方式に変更するなど、民間事業者の創意工夫が発揮されたものと評価してございます。

「実施内容の評価」ですが、以上のことから、本事業において求められるサービスの質は確保されているものと考えております。また、利用者からの清掃、接遇、設備等さまざま御要望がアンケート等で寄せられましたが、それについても、センターとしては、一つ一つ丁寧に酌み取りまして、センターと民間事業者の責任分担を適切にしながら、細やかに対応されていると考えております。

「実施経費に関する評価」ですが、契約金額を年度換算いたしますと、9,480,000円でございます。従来経費が10,871,000円でございますので、差し引き1,391,000円、率にいたしまして12.8%の経費削減が図られております。

「評価のまとめ」でございます。

達成目標として設定された質に関しては、24年度及び25年度2か年とも確保されております。また、先ほど御説明しましたとおり、民間事業者自ら改善提案を実施されまして、当施設が効率的かつ安定的に管理・運営されるとともに、利用者にとって快適であることに一層寄与したと評価してございます。

実施経費についても、12.8%の削減が図られておりまして、サービスの質の維持向上、経費の削減、双方の実現が達成されたものと評価してございます。

また、平成21年度からの1期目の事業について、応札者は1者でございました。1期目の評価に基づき、入札参加資格の拡大等の見直しを行いまして、前回1者応札であったものが、今期事業では2者応札となったことは、競争性の確保に努めた結果と考えております。

最後に、「今後の事業」でございます。

これまでの評価を踏まえまして、実施期間中に業務改善指示等の措置はございませんでした。また、法令違反行為等もございませんでした。また、センターの中には、外部有識

者で構成する市場化テスト評価委員会がございまして、そちらで実施状況のチェックを受ける体制が整っております。また、今期は2者応札があり、競争性は確保されておりました。また、公共サービスの質においても、全ての目標を達成しております。経費削減については、従来経費からの削減率は12.8%、これは1期目、2期目同率になりますが、そちらの効果を上げております。

以上のことから、内閣府といたしましては、今期事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えておるところでございます。

内閣府の評価（案）は以上でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございます。

それでは、事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問・御意見のある委員は、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

今回2期目ということで、1期目に関しては、残念ながら1者応札であったわけですが、入札のためのスケジュールを拡大するとか、実績要件などを無くす形で緩和いただくとか、あるいは等級をいろいろ下げるような工夫をされて、何とか2者できちんとした形での競争性が地域性にもかかわらず発揮することができたのだらうと思っております。こちらとしては、そういった御努力を引き続きお願いをしたいと思ひまして、西郷村は私も行ったことがありますけれども、なかなかたくさん事業者が来るようなところではないのかもしれないが、何とか競争性の発揮とサービスの向上をぜひお願いしたいと思っております。

先生方から何か御意見はございますか。

○小松専門委員 本質的なことではないですけれども、暑いからエアコンを入れろと書いてあるのですが、西郷村の標高はどのくらいですか。

○北池理事 400mくらいでございます。

○小松専門委員 そんなに暑くないですね。気温としてはどのくらいですか。

○北池理事 夏は、ちょっと正確ではないかも知れませんが、やはり30℃ぐらいになります。東京よりは朝とか夜下がるのはありますけれども、最高気温は結構高くはなりません。

○小松専門委員 多分これは宿泊の方から文句が出ているのだと思うのですが、宿泊の方は昼間にはいないですね。昼間は研修を受けて、他のところにおいて、夜寝に帰る時に暑いという。これは多分屋上の断熱はないと思うのですけれども、屋上の断熱をやることでかなり変わるとは思うのです。いずれ、何年たっているかわからないですが、防水のやりかえとかそういう工事が多分あると思うので、その時に、今のやり方だと断熱は必ず入れるのですが、多分入っていないのではないかと思います。そういう措置をまず工夫されて、それはちょっとプラスアルファの費用でできるので、まずそれをやってみて、少し様子を見られて、どうしてもというのだったら、エアコンはやむを得ずですが、下手にエアコンを入れてしまうと、かえってお金がかかります。まず電気代がかかるのと、それから、エ

アコンそのものが10年ぐらいしか持たないですから、そうすると、その更新費用がまた増えるので、少しその辺もお考えになって検討された方が良いと思います。

○北池理事 ありがとうございます。検討したいと思います。

○稲生主査 他によろしいでしょうか。

では、時間となりましたので、「中央畜産研修施設管理・運営事業」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 では、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に御報告いただきますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（家畜改良センター退席、外務省入室）

○稲生主査 続きまして、「外務省研修所の管理・運營業務」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

まずは、事業の実施状況について、外務省研修所亀田総括指導官より御説明をお願いしたいと思います。説明は5分程度でお願いします。

○亀田総括指導官 総括指導官をしております亀田と申します。どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

「外務省研修所の管理・運營業務」については、21年度～23年度に続く2回目として、民間競争入札事業として行ってきております。

委託業務内容は、ここに書いてありますとおり、研修所庁舎の管理・運營業務。具体的には、施設の管理業務、機械保守、警備、清掃。特に一言指摘しておきたいのは、合宿棟もありまして、そういう意味では管理人業務もお願いしているところでございます。

「確保すべき質の達成状況」は、3ページの後ろの方にまとめて書いてありますけれども、研修員に対するアンケートの結果などを見ますと、確保すべき水準は、満足度80%以上を上回っている。それから、品質の維持、安全性についても、それぞれ指標をクリアしております。

ちょっとネーションすれば、インターネットの環境について、アンケートではちょっと否定的な答えも出ておりますけれども、それは委託業務の範囲ではなく、どちらかというところ施設が十分整ってないという話でございますので、そういうことを除きますと、この事業者の責に帰するものではないと考えております。

それから、「環境への配慮」に関しても、温室効果ガスについては十分削減しておりますし、そういう点では評価できるのかなど。数字だけ見ますと、大きくなっているところもありますけれども、13年度の後、別館という大きな外務省の通信関係とか旅券関係のデータをちゃんと取っておかなければいけないと。そのための保守作業が必要だったものですから、そういう事情を考慮していただければありがたいかと思っております。

これも1つちょっと強調したいのは、創意工夫です。事業者から、特にコストの削減に関して有益なアドバイスをされまして、9ページに書いておりますけれども、そういう形で電力の基本料金の算定となる最大需要電力についても、それが分散できるようにということは、我々の仕事の質を落とさずにできるのではないかと。それから、細かく光熱費のコスト削減なども提案していただいて、それに基づきまして、総額350万ぐらい節約できると。こういうところは我々としても非常に評価しているところでございます。

実施経費に関して言いますと、前回も今回も、導入前よりは削減にはなっておりますけれども、前回の3年に比べて、今のところちょっと多くなっておりますけれども、それは業務自体のサービスを追加しなければいけなくなった。先ほど言いましたように、合宿の関係になりますと、どうしても土日研修員などは泊まっておりますので、そういう時には必要だということから御理解していただければありがたいなという思いであります。

他方、こういう業務を幾つか統合した結果、契約事務とか支払事務の削減にはなっておりますので、そういうところも併せて考えていただければありがたいと思います。

そういうことで、前回の21年度から23年度に引き続き2回目の事業ですけれども、前回同様、今回も以上のとおり良好な実施状況にあると我々は評価しておりますし、そういうことから、本事業期間終了後の事業の実施においては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づいて、市場化テストは終了してもよろしいのかなと思っております。ただし、この市場化テストのプロセスを通じて、我々もいろいろ学びまして、入札手続の実施に当たっては、これを生かして、来年度以降、サービスの質の向上やコスト削減は引き続き図って、外務省の所要の手続に基づいて厳格に事業者を選定して、かつ契約期間中も引き続き適切にサービスの質の向上確保に当たっていきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

続きまして、事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いします。説明は5分程度をお願いします。

○事務局 それでは、「外務省研修所の管理・運營業務」の内閣府評価（案）について御説明を申し上げます。

事業の概要については、ただいま御説明をいただいたとおりでございます。

次、「受託事業者決定の経緯」ですけれども、こちらは6者から企画書が提出されまして、要件を満たさなかった1者を除く5者による入札となりました。このうち、辞退した1者を除く4者の中で総合評価を行い、落札者が決定されてございます。

続きまして、対象公共サービスの実施に関する評価の部分について、質の確保の観点から申し上げます。

まず、「快適性の確保」については、先ほど御説明がありましたとおりではございませんけれども、アンケート結果の中で80%を下回っている箇所がございました。こちらは、御

説明がありましたとおり、パソコンの設置台数とか回線の速度、そして、改修工事による空調関連の内容に関するものでございまして、こちらは事業者の責めに帰すものではないと考えておりまして、総じて良好な実施状況であったと評価をしております。

続いて、「品質の維持」「安全性の確保」、そして、「環境への配慮」、そういった部分についても良好な実施状況であったと評価をしております。

続いて、「実施経費」に関しては、これも御説明いただいたとおりではございますが、実施経費の一連の換算額は59,850,000円でございます。市場化テストの実施前の6,000万円と比較しますと、0.3%（162,000円）の削減があったという報告をいただいております。

また、1期目の事業と比較させていただきますと、こちらは業務の増加、ないしは上級統括管理責任者の1名増員等の理由により、金額としては2.9%、169万円ほどの増加があったと報告を受けております。

続きまして、「民間事業者からの改善提案による改善実施事項」ですけれども、特に空調設備等に関する改善スケジュールの提案がございまして、運転スケジュールの見直しを実施した結果、電気料金・ガス料金合わせて約350万円、平成23年度に比較して削減がなされていると報告を承りまして、非常に評価できる点だと思っております。

以上を踏まえて、「評価のまとめ」としては、質については、申し上げましたとおり、事業者の責めに帰さない内容もございましたが、良好な実施状況であったと考えております。入札については、4者の応札があり、競争性が確保されていたのではないかと考えております。経費については、市場化テスト実施前と比べ0.3%の削減がなされております。

そちらを踏まえまして、「今後の事業」ですけれども、今申し上げた質、競争性、そして、経費に加えて、①の業務改善指示とか法令違反、こういったこともございませんでした。また、今後、外務省研修所内においては、外部の有識者による実施状況に関するチェックを受ける体制も構築が予定されていることから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づきまして、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。

内閣府の説明としては以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）等について、御質問・御意見のある委員の先生方は、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

今御説明いただいたとおりでございますが、基本的に、設備等の関係とか、インターネットの関係といった特殊な発注者側の事情によるもの以外については、サービスの質についても確保されましたし、それから、競争性に関しても、特段問題はなかったと聞きました。

それから、経費の削減ですが、今回に関しては、非常にわずかなものであったかもしれませんが、これは恐らく従来からいろいろな入札形式等をとられていて、ある意味ではか

なり絞るところまで絞ってきたと、大体こういう感触なのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○亀田総括指導官 以前から、そういう入札みたいな形はとってきておりますので、おっしゃるとおりだと思います。

○稲生主査 この他、何か御意見、コメントよろしいでしょうか。

○石村専門委員 参考までですが、電気料金・ガス料金は、350万ほど削減されたというのは、昼間電気を消すとかそういった対応で削減が図られたということなのでしょうか。

○亀田総括指導官 私が知っているところでは、研修のプログラムに合わせて、もう少しエアコンの運転時間を調整する。事前に冷やしておいて、勤務が終わるぐらいからはつけていかないとか、そういう比較的細かいところを含めてだと思います。

何か他にあれば。

○山野上事務官 基本的に、空調を全館同一で勤務時間全てつける形をとらずに、この事業者からの意見をいただきまして、研修を行っている場所だけを限定的に空調を動かす。次、別の場所にするというように、細かい設定をずっと夏場・冬場とやって、節電の努力をさせていただきまして、その結果、これぐらい削減がとれたと思っております。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○稲生主査 よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、「外務省研修所の管理・運營業務」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまだとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 では、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会へ報告いただきますようお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（外務省退席、国税庁入室）

○稲生主査 続きまして、「税務大学校和光校舎における施設管理・運營業務」の実施状況及び事業の評価（案）等の審議を行います。

まずは、事業の実施状況について、税務大学校総務課西岡課長補佐より御説明をお願いしたいと思います。説明は5分程度でよろしく願いいたします。

○西岡課長補佐 税務大学校総務課課長補佐の西岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、税務大学校和光校舎におけます施設管理・運營業務の実施状況について御説明をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

まず1つ目の「事業の概要」ですが、委託業務の内容、委託期間、受託事業者については、記載のとおりでございます。また、受託事業者の決定の経緯ですけれども、入札参加者が2者ございました。いずれも入札参加資格を満たしており、かつ2者とも予定価格の

範囲内の入札が行われました。落札者の決定に当たりましては、企画書等について審査を行いまして、総合評価点の高かった日東カスタディアルサービス株式会社を本事業の受託者として決定をいたしております。

次に、確保すべき対象公共サービスの質の目標達成状況ですけれども、3つの項目がございますが、「快適性の確保」「品質の保持」「安全性の確保」のいずれにおきましても、それぞれ目標を達成していると評価をしております。

また、確保すべき水準についても、これは2ページ目の下段に記載をさせていただいておりますとおりに、適切に実施されていたものと評価をいたしております。

続きまして、民間事業者から提案のあった項目等でございますが、受託事業者の創意工夫についてどうだったかという点ですが、これは4ページの3番ですが、今回、事業者からは3点の提案項目がございました。提案のございました資料記載の3つの項目の履行状況ですけれども、それぞれ当校でその内容を検討いたしましたところ、実施することが有効であるという判断をいたしまして、それぞれについて実施をいたしております。

続きまして、5ページですけれども、実施経費の状況と評価についてですが、今回、平成24年度から平成26年度の実施業務委託経費金額についてですが、今回、平成19年度比ですけれども、約3割の削減が達成されたという結果になってございます。平成19年度の経費が約2億2,000万円でございますが、今回の3か年の平均金額が約1億5,700万でございます。その差額として約6,400万円の削減がされておるところでございます。

今回の経費の中に少し記載をさせていただいておりますけれども、25年11月に和光校舎の敷地内に、同じ税務大学校の関東信越研修所が新設・移転してまいったということがございまして、そちらの警備業務が加わっておることと、更に、消費税の増税額を含んだところでの比較ではございますけれども、削減額は、非常に効率的な業務が実施されたのではないかと評価をいたしておるところでございます。

以上、御説明をさせていただきましたとおり、当該事業の実施状況としては、管理・運営業務の質及び事業者からの提案項目に対する履行状況など、良好なサービスの質が達成されたと考えております。また、経費節減という点におきましても、従来経費より大幅な削減が図られておるところでございます。

最後に、次期事業についてですけれども、総合評価としては、資料の5ページの中段に記載させていただいております①～⑥のとおりですが、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」で定められております基準条件を満たしていると考えておりますので、指針に基づき新プロセスへ移行した上で、事業を実施することとしたいと考えております。

また、次期事業におきましては、和光校舎の敷地内にごございます税務大学校関東信越研修所の施設管理・運営についても、業務内容に含めたところで、さらなる経費の削減、安定的な運営を期待いたしまして、業務委託期間については、現在の3か年から5か年として実施することとしたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、税務大学校の実施状況等の報告とさせていただきたいと思っております。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

続きまして、事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いします。説明は5分をお願いします。

○事務局 税務大学校和光校舎における施設管理・運營業務の評価（案）について、資料Eに基づきまして説明させていただきます。

概要は、税務大学校より説明がありましたので、2ページ上段の2番「受託事業者決定の経緯」以降に関して説明をいたします。

事業者決定の経緯は、1期目は2者から応札があり、今期についても2者からの参加があったため、総合評価点の高かった1者が価格範囲内で落札をしております。

続きまして、評価に関して説明をいたします。

まず、対象公共サービスの質の確保として設定された「快適性の確保」については、アンケート結果の不満足度が設定された20%未満を大きく下回っており、目標は達成したものと評価できます。

続きまして、3ページの「品質の維持」「安全性の確保」各業務において確保すべき水準について、業務の不備に起因する事故や各業務等での確保すべき水準においては、実施結果のとおり、確保すべき質・水準ともに達成をしております。

続きまして、(2)の事業者からの提案では、電力デマンド制御プログラムや人感センサー導入による省エネルギー化や清掃の回数や場所を柔軟に変更することで効率化を図っております。

続いて、3番の「実施経費」については、1年間当たり約1億5,600万となるどころ、従来の実施経費、平成19年度の約2億2,100万と比較して、約6,400万(29.2%)の経費削減が認められます。この経費は、平成25年11月に敷地内に移転してきた関東信越研修所の警備業務も含めての削減額となっております。

4番「評価のまとめ」ですが、本事業において確保されるべきサービスの質及び水準について達成しており、サービスの質は確保されていると評価できます。受託事業者からの提案もあり、省エネルギー化や効率化の面でも評価できます。経費については、従来の実施経費との比較で、約6,400万もの経費の削減が図られており、契約事務の効率化も図られております。競争性の確保については、1期目に引き続き、今期についても2者の応札がありました。

5番「今後の事業」については、本事業の市場化テストは今期が2期目であり、受託事業者が業務改善指示を受けたり、法令違反行為の実績はなく、外部有識者で構成された組織でチェックを受ける体制が整っている。前期は2者応札で、今期も2者応札となっており、対象公共サービスの質に係る目標について達成をしている。経費削減率は約29.2%であり、経費削減の効果を上げている。次期事業の実施要項についても、従来の実施要項の

内容を承継する見込みであると、事業全体を通して良好な実施状況となっていることから、新プロセスへの移行をした上で、事業を実施することが適当であると考えております。

以上になります。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

では、事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問・御意見のある先生方は、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○小松専門委員 これは終了ではなく、新プロセスに移行ですか。終了にしてしまってもいいような気がするのですが、どうしてですか。

○西岡課長補佐 3期目でございます。これまでも問題なく運営されているというところで、実施する側もいろいろな毎日のやりとり等が非常に効率よくできておりますので、引き続き行うことで、なおかつ、3年を5年にすることで、更に、経費の削減が図られるのではないかとこの観点から、引き続き、このプロセスの中で実施をしたいと考えております。

○小松専門委員 わかりました。

○稲生主査 他によろしいでしょうか。

特段問題なく継続されているということで、今、契約期間の延長と話が出ましたけれども、引き続き、良いパフォーマンスを獲得できますように御努力いただければと思っております。よろしく願いいたします。

事務局から何か確認すべき事柄がございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 では、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえまして、事務局から監理委員会に御報告いただきますようお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(国税庁退席、国際交流基金入室)

○稲生主査 続きまして、「独立行政法人国際交流基金日本語国際センターの施設管理・運營業務」の実施状況及び事業の評価（案）等について審議を行います。

前回の審議で議論となりました事項について、独立行政法人国際交流基金日本語国際センター教師研修チーム姫田チーム長より御説明をお願いしたいと存じます。説明は5分程度でよろしく申し上げます。

○姫田チーム長 それでは、前回の御審議で議論となりました事項について、お配りしている資料に基づき御説明いたします。

まず、1.として、「事実関係」について御説明します。

備蓄ガソリンの取扱いについては、災害時に備え備蓄ガソリン40リットルを携行用ガソリントankに入れて車庫に保管しており、そのガソリンについては劣化防止のため1～2か月ごとに入替えをしておりました。

備蓄開始当時、平成22年度の震災直後ですが、当基金の担当者から受託事業者に指示を

して、入替えのタイミングの判断及び給油については、受託事業者に委ねました。その指示は現在の受託事業者である東京ビジネスサービス株式会社（TBS社）に引き継がれておりました。

一方、病気になった研修参加者を病院に連れて行く事態が発生した場合、必要に応じて車両運行业務として公用車を利用しておりましたが、TBS社のスタッフの自家用車を使って搬送することがありました。基金は同社スタッフが自家用車を使って業務を行うことについて、必要の場合はやむを得ないと認識していましたが、自家用車を使って業務が行われた場合のガソリン代の精算については、基金ではTBS社の負担という認識でした。

内部告発についてですが、今年2014年1月20日にTBS社スタッフAが当基金の備蓄ガソリンを不正に私的利用したとの通報がスタッフBからまずTBS側の管理者に対してあり、同社は対応について社内で協議の上、スタッフAにガソリンを弁償させました。

続いて、2月にスタッフBから基金に対して同じ通報がありました。これを受けて、基金はTBS社への事実確認を行い、次の点を確認しました。すなわちスタッフAによる無断給油はあった、給油されたガソリンについては弁償されていた、TBS社は関与したスタッフに人事上の処分を行ったという点です。

資料では3. になっているのですが、2. の実施要項のところですが、実施要項では、枠で囲みをしている内容が記載されておりまして、受付業務については、病気、火災等、緊急事態発生時の処理として、病院同行、車両運行业務についても記載されています。

しかしながら、自家用車を使っての業務については実施要項に記載はありませんが、当基金はTBS社から公用車の車種に不慣れなスタッフもいると説明されていたため、同社スタッフが自家用車を使って業務を行うことについて、必要の場合はやむを得ないこととして認識しておりました。

「まとめ」として、以上のことから、当基金としては、受付業務・車両運行业務を履行する上で、自家用車を使っての業務について次のような点を認識し、確認をいたしました。実施要項には自家用車を使っての業務について定めておらず、当基金としてもそのような事態は問題だとしており、改善する必要があると認識はしておりつつも、ガソリンの精算方法や事故が起きた場合どうするか、保険等についての検討を怠っていたことを認識しました。また、今回の件はスタッフの個人的な不注意と安易な思い込みにより、自家用車を利用した業務を遂行するために、結果的に不正な給油を行ったものであり、TBS社及びスタッフとも意図的に基金に損害を与えようとしたものではないことを確認しました。更にスタッフと管理者は事業者の社内で既に人事上の処分を受けていることを確認いたしました。

これらを踏まえまして、現在の受託事業者である東京ビジネスサービス株式会社の責任として、次回参入を拒むような性格のものではないと判断をし、再発防止策を講じた上で、業務改善指示等を行わないことといたしました。

「再発防止策」についてですけれども、まず、当基金とTBS社との間で、業務には基金の

保有する車両を使用することを原則とすることを確認いたしました。しかし、どうしてもそれにより難しい場合には、TBS社スタッフの自家用車を業務に使用することを認めました。その場合にはガソリン代はTBS社が負担することと取り決めました。

また、これまで日報に含まれていなかった車両運行业務報告を新たに作成することとし、車種、利用スタッフ名、走行メーター、給油した場合の給油量を新たに記録することとしました。更に、備蓄ガソリンについては、劣化が防止でき、入替えが不要な缶入りに切り替えることにより、事業者による入替え作業をさせないようにしました。

前回御議論いただきました事項については、以上のとおりです。また、御指摘を踏まえまして、資料6の実施状況報告の5ページに本件について追記させていただいております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○稲生主査 続きます。内閣府より説明をお願いいたします。説明は3分程度でお願いいたします。

○事務局 資料Fでございます。前回の御指摘を踏まえまして、評価（案）の部分、5ページのⅢですが、指摘に基づきまして、書き足しをしております。

Ⅲの1.でございます。本事業は、2期目の事業であり、1期目の事業も含めた事業全体を通して以下のとおり事業が実施されている、といたしまして、①の部分について追記をいたしております。

①事業を実施するに当たり、受託事業者による備蓄ガソリンの無断給油が告発により後日発覚している。受託事業者従業員の自家用車を使っての業務については、実施要項に具体的な定めがなく、基金としても従業員の自家用車を利用した業務を認識しながら、必要な確認を怠っていた。受託事業者のスタッフの個人的な不注意と安易な思い込みにより自家用車を利用し、業務を遂行するために不正な給油を行っているが、私的流用により基金に損害を与えようとしたものではなく、従業員が受託事業者から処分を受けており、ガソリンについては弁償されている。これらを踏まえ、基金が再発防止策を講じた上で受託事業者へ業務改善指示等を行わなかったことについて確認した。なお、業務に係る法令違反行為等はなかった。

今後事業を行うに当たっては、今回不備であった公用車以外の車両の運行及びガソリン代金の負担等の事業内容について仕様書等に明確に記載し、取り決めることを強く求めたい、といたしております。

②から⑤までは、指針の適合性について追記をさせていただき、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられるという形で評価をさせていただいております。

説明は以上です。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況、それから、今回の事情の御説明、事業の評価（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いしたいと

思います。

今回、詳細に事の実績を書いたペーパー並びに御説明いただきまして、ありがとうございました。大体事実については、こういう形で整理できてきたのではないかと考えています。

我々が一番気にしているのは、いわゆる業務に関するコンプライアンスがきちんと果たされていたのかということだと思います。そういう意味でここだけは確認をしていきたいと思うのですが、今回の従業員の方の自家用車を使っての業務等については、ガソリンの給油も含めてですが、実施要項には具体的な定めがないということ、これは事実として間違いはないわけですね。そこが曖昧だからこそ、再発防止策の中で、そういった緊急事態も含めた形で、きちんと対応をとっているということですね。実施要項に具体的な記載がもしあったような場合であれば、小さなことであっても、これは法令遵守違反になりますので、これは監理委員会、我々としては見過ごすことができないということになりますので、そういう意味では業務に関しては法令違反行為はなかったと、これは基金の結論ということでもありますし、我々もそういう認識で良いという判断で今のところはしたいと思います。

と申しますのは、後日、監理委員会で再度説明をして、議論する必要があると思いますので、その場合にも我々は自信を持って、実施要項の定めがなくてということですので、特に法令違反行為はないという結論に至ったということはきちんと説明しなくてはならないと感じております。

そうは申しながらも確認をしておきたいと思うのですが、内容証明郵便という形で、別のスタッフBという方でしょうか、しかも、弁護士という方からこういうような不正利用あるいは不正給油に関する通報があったということですが、いわば内部告発ですね。どうしてこんなことが起こってしまったのかということですが、その点はどのように事実関係を把握なさっておられますか。

○姫田チーム長 当人は当センターに情報共有したいという認識が強かったというふうに理解しています。

○稲生主査 それはスタッフBですか。

○姫田チーム長 スタッフBです。

当基金でも、通報者には感謝の意を弁護士を通じて表明しておりますし、内部告発者が不利益のこうむることのないように、事業者には依頼しているところです。

○稲生主査 わかりました。

いずれにしても、そういう形で内容証明郵便を使って通報があったということですか。それに対して基金としては、再発防止策を含めて厳重な対処を行ったということとなるのかと思います。

この他、何か確認すべきことがあればお願いします。

○小松専門委員 1月20日に会社に対して通報があったとあるのですが、この不正給油が

行われた日はいつですか。

○姫田チーム長 1月と聞いております。

○小松専門委員 日は特定されていないのですか。

○姫田チーム長 日は特定されていません。

○小松専門委員 わかりました。

○清水専門委員 関連してですが、1月に起きてから問題が発覚するまでの間の期間もわからないのですか。

業務のために使ったというのは、残りの部分が全部使われてしまったような、そういうタイミングでわかったのか。その辺のところも、流用がないと言うのですが、金額の問題は別として、入れたものを全部自分のために使い切ってしまうてから、使ったという話になると、この文章も少し違うのではないかという気がしなくもないのです。

例えば、本委員会へ行って説明で、聞かれた時に、その辺のところ特定されてないと、コンプライアンス上の問題という時に説明がなかなかうまくできないのではないかという気がします。

○稲生主査 結局、スタッフAはただ一度のこういった行為がまずあるわけですね。緊急で、しかも、ここには必ずしも書いていませんけれども、前回の時のお話では、緊急事態でやむを得ず、近かった自分の車の給油を行ってという話が、勘違いかもしれませんが、そういうことではなかったでしょうか。

○姫田チーム長 ただ、それを何リットル入れたかというのは、実はこちらで確認しておりません。先日、40リットルだったら幾らというお話をしましたが、それは40リットルであったとしたら幾らということで、備蓄ガソリンが常に満タンになっているという状態ではないがために、その時どれだけ給油したかというのはちょっとわからない状態です。

○稲生主査 最初に議論しましたがけれども、棚卸などを常にしてあって、どれだけ蒸発して、どれだけ残っていて、これだけ足していきますという、そういった管理自体が体制としては今までなかったわけですね。

○姫田チーム長 はい。

○石村専門委員 これを読んだら誤解される方がひょっとしたらいるかもしれないので、一応念のため確認しておきたいのは、スタッフBは内容証明郵便まで送るということは2つ考えてしまうのではないか。1点は、個人的にスタッフAに対して非常に悪い感情を持っていたということか、もしくは、そうではないのだというのを改めて確認したいのは、要は、これ以外にずっと恒常的にやっていて、もうここまで来たら、これはさすがに告発しないともうだめだという段階の判断で内容証明郵便まで送ったという、そういうふうな受け取り方をする方が中にはいらっしゃるのではないかと。

だから、御説明からすれば、たまたまその1回限りだったけれども、そういう個人的な感情から内容証明郵便まで出したということによろしいのですね。

○姫田チーム長 私たちは推測でしかない部分もあるのですが、今おっしゃった前者の部

分も高いと思われまして。また、Bさんは事の全容を把握できる立場ではなかったもので、これも推測の域を出ませんけれども、誤解もかなり含まれていたのではないかと考えております。

○石村専門委員 これを読んで、通報しただけでなく、弁護士を通して内容証明郵便まで送るといふその行為をしたという、そこが、他にも何か2度3度やっていて、こういうことがあったのではないかという話が出てくるかもしれないので、そうではないということをごきちん確認しておいていただいた方がよいと思うので、よろしくお願いします。

○姫田チーム長 その点については、弁護士を先方が立てて、こちらも弁護士同士でお話をして、どういった把握をしており、どういったことだったのかという確認もした上で、私どもはこれは1回きりだと把握しているものです。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○小松専門委員 今、弁護士同士でということをおっしゃったのですが、もし可能であれば、差し支えない範囲で弁護士同士のやりとりをお出しいただいた方が、誤解がないという気はするのです。というのは、この説明だけだと、やはり状況がよくわからないのです。いろいろプライバシーの問題とかかかわってくるということであれば、こうするのも無理かもしれませんが、こういう問題が起きてしまっているわけですから、誤解のないようにしていただいた方が、後々、何かうやむやにしたのではないかとこっちも言われたくないので、可能な限りの資料は、参考資料という形で私は結構だと思うのですが、何かお出しただけならば、それを議論の時に参照していただくということではいかがでしょうか。

○稲生主査 委員の皆さんがやはりしっかりこないのですよ。私冒頭申し上げたように、監理委員会で、一番重要な法令遵守、これがなかったということが心証形成できないと、我々の手元を離すことが、小委員会から監理委員会へ胸を張って上げることができないのです。今回、ある意味では基金の弁護士と告発者の弁護士ということで一応議論をいただいたのであれば、我々としては、その議論を踏まえて、基金の弁護士の方でも問題がなかろうと。つまり、コンプライアンス上は大丈夫であるという判断をされたと思いますので、その辺は、もう一枚整理いただいた方がよいのではないかと考えざるを得ないような状況です。

そういう意味では監理委員会の開催日程を考えると、ちょっと急いでもらうことになるかもしれませんが、そのメモをなるべく早く事務局を通じていただければと思います。

評価（案）についても、我々、最終版という形で、今の状況で、先生方の御意見を踏まえると締めるわけにはいかないところです。ですので、そこは、申しわけありませんが、国際交流基金にはもう一汗かいていただかざるを得ないと思いますので、よろしくお願いします。

他に、先生方よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、「独立行政法人国際交流基金日本語国際センターの施設管理・運營業務」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

たいと思います。

事務局から確認すべきことが他にございますか。

○事務局 今御指摘のあった点について確認をさせていただきます。

○稲生主査 それでは、監理委員会に報告する前提としての調整がまだ少し残っておりますので、引き続き、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、引き続き、「日本語国際センター海外日本語教師研修接遇業務」の実施状況及び事業の評価（案）等について審議を行います。

まずは、事業の実施状況について、日本語国際センター教師研修チーム竹田副参事より御説明をお願いしたいと存じます。説明は5分程度でよろしくお願いたします。

○竹田副参事 それでは、資料7に基づきまして、「日本語国際センター海外日本語教師接遇業務」の実施状況について説明させていただきます。

まず、事業の概略について説明いたします。

今回委託した業務の内容は、日本語国際センターで行っている海外の日本語教師研修の参加のために海外から日本語研修を招聘するに際して必要となる国際航空券の手配と研修を実施する上で必要となる研修参加者の来日及び帰国時の空港送迎手配あるいはエスコートの手配業務などの国内接遇業務の2つになります。

業務委託期間は平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間です。

受託事業者は、一般社団法人国際交流サービス協会です。

次に、受託事業者決定の経緯ですが、事業者の決定に当たりましては、民間競争入札実施要項などに基づき、入札参加者3者から提出された企画書は、いずれも評価基準を満たしていたことから、3者で入札を行いました。また、3者とも予定価格の入札であったので、総合評価を行い、最も高い得点であった国際交流サービス協会と契約を締結いたしました。

次に、確保すべきサービスの達成状況及び評価についてですが、実施要項で定めた確保すべき質として、「安全の確保」「業務継続の確保」「快適性の確保」の3つを指標といたしました。内、「安全の確保」「業務継続の確保」に関しては、この2ついずれも要求水準を満たしており、適切に実施されたものと評価いたしました。また、「快適性の確保」として、センターで実施した研修参加者に対して行なったアンケート結果のうち、本業務に関する部分は全ての項目について達成目標である80%以上を上回り、非常に高い満足度を得ました。また、今回のアンケート対象者は395人で、回収率は100%です。

次に、「業務の履行状況」ですが、実施要項で定められた各業務について、業務報告書並びに研修生のアンケートなども含めて評価して、適切に業務が実施されていると評価いたしました。

次に、8ページ目の「実施経費の状況及び評価」ですが、本業務の落札金額、平成25年度の実施経費はここに書かれているとおりです。

3番目の「経費削減効果」の箇所ですが、削減効果を測るために、市場化テスト導入前

の平成22年度の経費と平成25年度の経費を比較することになりますが、平成22年度と25年度は業務内容の数量が同じではないこと、国際航空券手配業務については、委託するプロジェクトの研修に参加する参加者の国、人数は、毎年異なって、手配が必要な国際航空券は毎年同一ではないこと。平成25年度においては、航空券の実費に加えて、航空会社が利用者に対し航空券の発券手数料を請求することになったことから、平成22年度の経費に比し、同発券手数料の経費分が増額されていることなどの理由から、国際航空券手配業務を除いた国内接遇業務の実施経費を対象に、平成22年度の受託事業者と締結したエスコート料、運営管理費等の契約単価に基づき、平成25年度に実施した業務内容の数量で試算した額を、平成25年度の経費と比較し、削減額の効果を測ることとし、試算しましたところ、削減額は2,602,108円となり、市場化テストの導入の結果、4.3%の削減効果がございました。

次に、「民間事業者からの提案による業務実施状況」ですが、これについては、民間事業者から業務をより効率的かつ迅速に行うため、業務知識の豊富なスタッフをセンターに常駐させるとの提案があり、この結果業務の効率性が高まったとともに、臨機応変の対応をより迅速に行うことが可能になりました。

次に、Vの「評価のまとめ」ですが、本業務の実施に当たり包括的に達成すべき質として設定された「安全の確保」「業務継続の確保」及び「快適性の確保」については、いずれも達成指標を満たしており、確保される質は達成されています。実施経費は、国内接遇業務について比較すると、民間競争入札実施前の従来の経費に比べて、約4.3%の削減を達成しており、成果が出ています。また、民間事業者からの提案に基づき、業務知識の豊富なスタッフをセンターに常駐させることで、業務の効率性が高まり、緊急時対応の迅速化が図れるなどの効果が出ています。

最後に、「今後の事業」についてです。本事業の実施期間中に、事業者が業務改善指示等を受けたことや業務に係る法令違反行為を行ったことはありませんでした。

事業のチェックについては、本事業について、国際交流基金の「契約監視委員会」に個別の実施状況の報告を行い、チェックを受けられる体制が整えられています。

競争性の確保、確保すべき質の目標達成、また、経費削減についても成果を上げています。

これらを踏まえて、市場化テストの効果はあったと考えられることから、今期をもって市場化テストを終了し、当基金の責任において今後の事業を行うことを御了承いただきたいと考えております。

また、市場化テスト終了を御了承いただいた場合においても、民間競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、当基金自ら公共サービスの質の向上、コストの削減を図る努力をしてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○稲生主査 ありがとうございます。

では、続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いします。説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 資料Gに基づきまして、評価（案）について説明を申し上げます。

事業概要等については、先ほど国際交流基金から御説明のあったとおりとなっております。

2ページ目に入りまして、「受託事業者決定の経緯」ですが、入札参加者は3者、応札者が3者となっております、落札者が決定されております。

「評価」については、2期目の平成25年度の実施状況についての報告に基づき評価を行っております。

まず、対象公共サービスの質についてですが、「安全の確保」についての指標を1つ、「業務継続の確保」について4つの指標をクリアしております。また、「快適性の確保」については、80%以上の回答者から「満足」又は「やや満足」の評価を得ており、確保されるサービスの質として設定されたものはいずれも達成していると評価できるといたしております。また、各業務についても、業務報告書の内容などから判断し、業務が適切に実施されていたことが認められるといたしております。

「民間事業者からの提案による業務実施状況」についても、業務知識・経験の豊富なスタッフ1名をセンターに常駐させる体制で業務を行っておるということでございまして、臨機応変の対応をより迅速に行うことが可能となっていることとなっております。

実施経費については、先ほど御説明がありましたとおりでございまして、国際航空券手配業務を除いた国内接遇業務の経費の比較を行っております。平成25年度の国内接遇業務実施経費と平成22年度の契約単価による平成25年度実施業務量での国内接遇業務試算額を比較いたしますと、2,602,108円の削減で、比率としては4.3%が削減されているということでございます。

「評価のまとめ」としては、確保すべき質として設定された3つの指標をいずれも達成しており、確保されるべき質は達成されていると評価できるといたしております。事業者からの提案によるものについても達成されていること。また、業務の実施経費についても、1期目事業が3.4%に比較いたしまして、2期目4.3%で削減できていることとしております。

「今後の事業」については、先ほど御説明がありましたとおり、①～⑤の要件が適確であるということでございまして、市場化テストの効果はあったと考えられることから、市場化テストを終了することが適当であると考えられるといたしたところでございます。

以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょ

うか。

この事業については、今回2期目ということでございまして、サービスの質の問題も特になく、大変優秀なパフォーマンスであったということです。それから、今回、3者の企業グループから応札があったということで、競争性も発揮されているということですし、経費削減4%程度でございまして、効果も問題なく出ているということと理解をいたしました。

そういう意味では終了プロセスということでは、基本的には特に問題なさそうだと我々感じてございます。

委員の先生方、どうでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、「日本語国際センター海外日本語教師研修接遇業務」の事業の実施評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきたいと思います。

事務局から確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、事務局から監理委員会へ御報告いただきますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。